

第4期 大阪府営業時間短縮協力金

(大阪府まん延防止等重点措置区域協力金)

大阪市内対象 募集要項

申請期間：令和3年5月20日（木）から7月7日（水）

■ 協力金の概要

令和3年4月5日から4月24日の間、大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項に基づく営業時間短縮の要請（以下「要請」という。）に全面的にご協力いただいた大阪市内の飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じた協力金を支給いたします。

対象区域	大阪市内	
対象期間	令和3年4月5日（月）から4月24日（土）＜20日間＞	
対象施設	対象区域内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている施設（対象施設を運営している事業者の本社所在地が大阪市以外である場合も対象）	
支給要件	通常午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、対象期間中、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。	
支給額	中小企業等	前年度又は前々年度の売上高に応じて支給
	大企業	前年度又は前々年度と今年度の売上高の減少額に応じて支給

注意

営業時間短縮の実施状況について、見回り等の調査を行っています。

偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、被害届を提出又は告訴します。

■ 支給要件（支給対象者）

次の全ての要件を満たすことが必要です。

1	大阪市内に要請対象施設（以下「店舗」という。）を有すること。（※1）
2	通常（要請期間以前及び終了後の時間）、午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年4月5日（又は開店日（※2））から4月24日（又は閉店日）までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。
3	令和3年4月5日（又は開店日）までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）していること。（※3）
4	申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可（※4）を取得していること。
5	令和3年4月24日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗において4月24日以前に開店しており営業実態がある（※5）こと。 なお、令和3年4月6日から4月24日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年8月7日（申請期限から1ヵ月）までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上があること。（※6）

※1 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません。ただし、宗教法人は除きます。
また、本社が大阪市内外にある場合も対象です。

※2 開店日とは、その店舗において初めて営業実態がある（※5）日のことをいいます。開店準備でとどまっており、実際に開店していない場合は対象になりません。

※3 ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。ステッカーを導入していない期間は、原則として休業することが必要です。ただし、令和3年4月24日まで（4月23日までに閉店（翌日から営業実態がなくなる）した場合は閉店日まで）にステッカーを導入している店舗で、ステッカーの導入が遅れたことについてやむを得ない理由があったと認められる場合は、支給対象となります。

また、令和3年4月5日から4月24日までの全ての期間休業していた場合は、本協力金の支給申請日、当該店舗の営業再開日又は4月5日以降の閉店日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。

※4 有効期間が令和3年4月5日から（4月24日までに開店した場合は、開店日から）4月24日まで（4月23日までに閉店した場合は閉店日まで）の全ての期間を含むものであることが必要です。

※5 営業実態があるとは、営業している状態にあることを言い、休業している場合も含まれます。休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開（開始）できる状態にあることをいいます（要請に協力して休業する店舗に限ります）。

※6 令和3年4月6日から4月24日までに開店した場合は、営業実態を確認するために、電話による確認のほか現地調査を行うことがあります。

支給要件に該当するかの確認については、【対象施設（店舗）一覧表】（3ページ）及び【対象・対象外フローチャート】（4ページから5ページ）をご確認ください。

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

【対象施設（店舗）一覧表】

		対象施設（店舗）
1	飲食店、喫茶店	飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
2		喫茶店（カラオケ喫茶含む）
3	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外	キャバレー
5		ナイトクラブ
6		ダンスホール
7		スナック
8		バー
9		ダーツバー
10		パブ
11		サロン
12		ホストクラブ
13		ディスコ
14		出会い系喫茶
15		カラオケボックス
16		ライブハウス
17		4～16以外のその他遊興施設

<支給対象外事業者（例）>

以下に該当する事業者は食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の上記要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- (エ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

4月6日以降に開店した方は次ページで
ご確認ください。

【対象・対象外フローチャート】

注：4月23日以前に閉店した方を含む（*、※、**印）

大阪市内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？（*）

（店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。）

*4月23日以前に閉店した方は「ですか」を「でしたか」と読み替えてください。以下「*印」も同様

はい

その店舗は4月5日以前に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

4月5日から4月24日（※）までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証をお持ちですか？（*）

※4月23日以前に閉店した方は「4月24日」を「閉店日」と読み替えてください。以下「※印」も同様

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後8時から翌午前5時を含む時間帯ですか？（*）

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、4月5日から4月24日（※）までの全ての期間、休業又は午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午前11時から午後7時までとしましたか？

いいえ

はい

4月5日から4月24日（※）までの全ての期間休業しましたか？

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、「支給申請日又は4月25日以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日（**）」までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

4月23日以前に閉店した方は（**）を「閉店日」と読み替えてください。

最初に営業時間を短縮して営業を行った日までに、大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、4月24日（※）までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

はい

はい

協力金の申請が可能です

**協力金の対象外です
（申請できません）**

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、協力金を支給します。

【対象・対象外フローチャート】 ～ 4月6日以降に開店した事業者向け ～

大阪市内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？
（店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。）

はい

その店舗は4月6日から4月24日までの間に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

開店日から4月24日までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は
喫茶店営業許可証をお持ちですか？

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後8時から翌午前5時を含む時間帯ですか？

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、開店日から4月24日までの全ての期間、休業又は午前
5時から午後8時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午前11時から
午後7時までとしましたか？

いいえ

はい

開店日から4月24日までの全ての期間休業しましたか？

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」
の導入が遅れたやむを得ない理由が
あり、支給申請日又は4月25日以
降の店舗の最初の営業日のいずれか
早い日までに大阪府「感染防止宣言
ステッカー」を導入しましたか？

最初に営業時間を短縮して営業を行った
日までに、大阪府「感染防止宣言ステッ
カー」を導入しましたか？

はい

いいえ

はい

大阪府「感染防止宣言ステッカー」
の導入が遅れたやむを得ない理由が
あり、4月24日まで
に大阪府「感染防止宣言ステッ
カー」を導入しましたか？

いいえ

はい

開店日から8月7日までの全ての期間で営業実態があり、その期間内に飲食店営業
に係る売上が生じる予定ですか？

いいえ

はい

協力金の申請が可能です

**協力金の対象外です
（申請できません）**

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、
適正と認められる場合、協力金を支給します。

■ 支給額

申請店舗における売上高をもとに1日当たりの支給額（以下、「支給単価」という。）を算定します。中小企業等（会社・個人事業主・その他の法人（9ページ参照））は「①売上高方式」か「②売上高減少額方式」を選択できます。大企業は「②売上高減少額方式」のみとなります。

※ 売上高等の算定の特例（新規開店（令和2年4月1日以降）、合併・法人成り・事業承継、罹災）は10～11ページをご確認ください。

※ 審査の結果、支給額を変更することがあります。【確定申告書類や売上帳簿等で申請店舗の飲食部門の売上高が確認できない、令和3年4月1日以降に開店した等の場合は、①の売上高方式「ア」となり、1日当たり支給額は4万円となります。（他の支給要件を満たすことが必要です。）】

① 売上高方式 【中小企業等】			
次のア又はイのいずれかの方法により、協力金の支給単価を算定			
	1日当たり売上高	1日当たり支給単価	総支給額
ア	10万円以下の場合	4万円	4万円×20日 = 80万円
イ	10万円を超える場合	『申請店舗の令和2年4月又は平成31年4月の飲食部門の1日当たりの売上高（消費税及び地方消費税を除く）』×0.4 = ㉠ *千円未満切り上げ *上限は10万円	㉠×20日 (最大200万円)

※ 4月単月の売上高が確定できない場合等は年間（年度）の売上高に基づき、協力金の支給単価を算定することも可能です。（下記の計算例参照）

※ 要請期間中に閉店した場合は、4月5日から閉店日までの日数で計算します。

● 1日当たりの売上高の計算

= (令和2年4月又は平成31年4月の売上高) ÷ 30日 ※1円未満は切上げ

計算例

※ 確定申告書類に月間事業収入の記載がない場合等は各年度における申請店舗の飲食部門の売上高を365（366）日で割り、1日当たりの売上高を算定することもできます。

【例1】平成31年4月の申請店舗の飲食部門の売上高が250万円（30日）

$250万円 \div 30日 = 83,334円/日 \Rightarrow 1日当たりの支給額は4万円$

【例2】個人事業主で申請店舗の飲食部門の令和2年（暦年）の売上高が3,700万円（366日）だが、令和2年4月の売上高が売上帳簿で確定できない場合

$3,700万円 \div 366日 = 101,093円/日$

$\Rightarrow 1日当たりの支給額は101,093円 \times 0.4 = 41,000円$

《注意》

- ・個人事業主の場合、平成31年（暦年）は365日、令和2年（暦年）は366日となります。
- ・法人の場合、決算月によって、期間が異なります。

（例）9月決算の場合：平成31年度は平成31年10月～令和2年9月（366日）

※ 「算定シート」で計算し、提出してください。

② 売上高減少額方式 【大企業（中小企業等）も選択可】

次の方法により、協力金の支給単価を算定

1日当たり支給単価	総支給額
『申請店舗の令和2年4月又は平成31年4月の飲食部門の1日当たりの売上高（消費税及び地方消費税を除く）』から『申請店舗の令和3年4月の飲食部門の1日当たりの売上高（消費税及び地方消費税を除く）』を引いた額）×0.4＝㊸ ＊ 千円未満切り上げ ※上限は20万円	㊸×20日 （最大400万円）

- ※ 4月単月の売上高が確定できない場合等は年間（年度）の売上高に基づき、協力金の日額単価を算定することも可能です。（下記の計算例参照）
- ※ 売上高減少額が25万円／日を超える中小企業等はこの方式を選択することができます。
- ※ 要請期間中に閉店した場合は、4月5日から閉店日までの日数で計算します。

● 1日当たりの売上高減少額の計算

$$= (\text{令和2年4月又は平成31年4月の売上高} - \text{令和3年4月の売上高}) \div 30 \text{日}$$

※ 1円未満は切上げ

計算例

- ※ 確定申告書類に月間事業収入の記載がなく、また4月単月の売上高が確認できない場合は各年度における申請店舗の飲食部門の売上高を365(366)日で割った額から令和3年4月の売上高を30日で割った額を差し引いて算定することもできます。

【例1】 令和2年4月の申請店舗の飲食部門の売上高が1,100万円（30日）

令和3年4月の申請店舗の飲食部門の売上高が210万円（30日）

$$(1,100 \text{万円} - 210 \text{万円}) \div 30 \text{日} = 296,667 \text{円/日}$$

$$\Rightarrow 1 \text{日当たりの支給額は} 296,667 \text{円} \times 0.4 = 119,000 \text{円}$$

【例2】 個人事業主で平成31年（暦年）の申請店舗の飲食部門の売上高が2億5,550万円

（365日）、令和3年4月の申請店舗の飲食部門の売上高が450万円（30日）

※平成31年4月の売上高が売上帳簿で確定できない場合

$$2 \text{億} 5,550 \text{万円} \div 365 \text{日} - 450 \text{万円} \div 30 \text{日} = 550,000 \text{円/日}$$

$$\Rightarrow 1 \text{日当たりの支給額は} 550,000 \text{円} \times 0.4 = 220,000 \text{円}$$

$$\Rightarrow 200,000 \text{円 (上限)}$$

《注意》

- ・個人事業主の場合、平成31年（暦年）は365日、令和2年（暦年）は366日となります。
- ・法人の場合、決算月によって、期間が異なります。

（例）9月決算の場合：平成31年度は平成31年10月～令和2年9月（366日）

※ 「算定シート」で計算し、提出してください。

協力金支給額算定方式及び必要書類 フローチャート

中小企業等（※）に該当しますか？

※次ページ参照

はい

いいえ

申請店舗における令和2年又は平成31年の4月の飲食部門1日当たりの売上高（※）は次のどれに当たりますか？
※消費税及び地方消費税を除く

A
10万円以下

B
10万円超～
25万円以下

C
25万円超

A

B

C

申請店舗における令和2年又は平成31年の4月の飲食部門1日当たりの売上高（※）と比べて令和3年4月の飲食部門1日当たりの売上高（※）の減少額が25万円以下ですか？
※消費税及び地方消費税を除く

はい

いいえ

4万円/日

▶ 算定シート
【1】
※4万円/日
×20日での
申請は算定
シートの提出不要

売上高に
応じて
4～10万円
/日

▶ 算定シート
【2】

10万円/日

▶ 算定シート
【2】

売上高減少額に
応じて
10～20万円
/日

▶ 算定シート
【3】

売上高減少額に
応じて
0～20万円
/日

▶ 算定シート
【3】

売上高方式

売上高減少額方式

必要書類

別表1
(14ページ参照)

必要書類

別表1 (14ページ参照)
別表2 (18ページ参照)

必要書類

別表1 (14ページ参照)
別表3 (18ページ参照)

※要請期間中に閉店又は開店した方は、別表1 (14ページ参照)・別表4 (20ページ参照)の書類が必要となります。

●中小企業等の範囲

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社・個人事業主）（※ 1）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社以外のもの（※ 2）で主たる事業に応じ、常時使用する従業員数が中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する基準（※ 1 参照）以下のもの。

ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 27 条の 4 第 21 項各号に掲げる法人（みなし大企業）を除く。

※ 1 :

業種	中小企業者の要件（次のいずれか）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 2 : 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合 等
（※ 1 の従業員数の基準以下の法人です）

売上高等の算定の特例

新規開店（令和2年4月1日以降）※申請店舗が新たに飲食業等（P3参照）で開業した場合に限る。

【売上高方式】

開店日（令和2年4月1日以降）から令和3年3月31日までの間の「任意で選択した月（単月）」の売上高を当該月の日数で割り、1日当たりの売上高を算定してください。【A】

※開店日から令和3年3月31日までの総売上高を日数で割って1日当たりの売上高を算定【B】することも可能です。（下記【例】参照）

※令和3年3月1日以降に開店した店舗は【B】で算定ください。

【売上高減少額方式】

上記【A】（又は【B】）により算定した額から、令和3年4月の売上高を30日で割った額を差し引いて売上高減少額を算定してください。

【例1（【A】の場合）】

令和2年4月15日に開店。

申請店舗の令和2年7月の飲食部門の売上高が650万円（31日）

$$650\text{万円} \div 31\text{日} = 209,678\text{円/日}$$

$$\Rightarrow 1\text{日当たりの支給額は } 209,678\text{円} \times 0.4 = 84,000\text{円}$$

【例2（【B】の場合）】

令和2年10月1日に開店。開店日から令和3年3月31日までの申請店舗の飲食部門の売上高が674万円（182日）

$$674\text{万円} \div 182\text{日} = 37,033\text{円}$$

$$\Rightarrow 1\text{日当たりの支給額は } 4\text{万円}$$

合併・法人成り・事業承継

合併・法人成り・事業承継により、令和3年4月と前年又は前々年の4月の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合は、異なる過去の事業者の売上高を基準に、1日当たりの売上高又は1日当たりの売上高減少額を算定することができます。

その場合、以下の書類の提出が必要です。

① 合併の場合

- ・発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書の写し
- ・合併前の各法人の飲食部門の売上高（前年又は前々年の4月）が確認できる確定申告書類及び売上帳簿の写し

② 法人成りの場合

次のいずれかの写し

- ・法人設立届出書の写し（税務署の受付印があるもの）
※「設立形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。
- ・個人事業の開業・廃業等届出書（以下、「開業届」という。）の写し（税務署の受付印があるもの）及び発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書の写し
※「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。
(次ページにつづく)

③事業承継の場合

- ・開業届の写し（税務署の受付印があるもの）
- ・事業の承継を行った者の名義の確定申告書類及び売上帳簿等
死亡による事業承継の場合は次のいずれかの写し
- ・所得税の青色申告承認申請書（税務署の受付印があるもの）
※「5相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致していること。
- ・個人事業者の死亡届出書（受付印があるもの）
※「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること。
- ・準確定申告書類（受付印があるもの）
※死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印されていること。

罹災（大阪北部地震等）

災害の影響を受けて、被災前に比べて平成31年4月の売上高が下がっている場合は、平成30年4月の売上高を基準に、1日当たりの売上高又は1日当たりの売上高減少額を算定することができます。

その場合、以下の書類の提出が必要です。

- ・平成30年度の確定申告書類の写し、平成30年4月の売上帳簿の写し
- ・罹災証明書 等

■ 申請手続等

1 申請期間

令和3年5月20日（木）から7月7日（水）まで

※ 郵送の場合は、当日消印まで有効。（令和3年5月19日以前又は7月8日以降の消印分は申請期間外のため受けとることができません。）

2 申請方法

申請は店舗ごとに行ってください。

原則、オンライン申請となります。郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

※ 令和3年4月5日から4月23日までの間に閉店した場合や4月6日から4月24日までに開店した場合はオンライン申請はできません。郵送で申請してください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による申請は受け付けておりません。

(1) オンライン申請（①利用者登録後、必ず②申請内容の入力が必要です。）

① 利用者登録

- ・ 既に大阪府営業時間短縮協力金「第1期」、「第2期」、「第3期」を申請済みの方は、利用者登録は不要です。②申請内容の入力から始めてください。
- ・ パソコン又はスマートフォンから大阪府ホームページ内の『大阪府行政オンラインシステム』を選択してください。

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

② 申請内容の入力（事前に必要書類（14ページ～）をご準備ください）

- ・ ホーム画面にログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択してください。
- ・ 「申請できる手続き一覧」の画面が表示されたら「第4期大阪府営業時間短縮協力金〔大阪市内〕」を選択し、申請を開始してください。

【注意】

- ・ 利用者登録は、1事業者あたり1回限りとしてください。
- ・ 申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。申請が完了した場合、変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。
- ・ 申請完了後、内容に修正が生じた場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（23ページ）までご連絡ください。
- ・ 申請者が自ら申請の取下げを行った場合は、新たな申請が必要となります。
- ・ 令和3年7月7日（水）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。経過しますと入力（申請）ができませんのでご注意ください。

(2) 郵送による申請

申請書類を全て揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟

大阪府営業時間短縮協力金申請事務局（第4期・大阪市内）

電話番号：06-7166-9987

令和3年
7月7日
(水)まで
消印有効

【注意】

- ・ 令和3年4月5日から4月23日までの間に閉店した場合は、レターパックライトの宛先欄に赤字で「閉店」と大きく記載してください。また、令和3年4月6日から4月24日までの間に開店した場合は、同様に「開店」と記載してください。
- ・ 郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・ 現在（消費税増税後）レターパックライトは370円です。消費税増税前の購入分を利用され、郵便料金不足となった場合は返送することになりますのでご注意ください。
- ・ 申請書類に不足や記載漏れ等の不備、申請書類の一部のみを提出された場合は、原則、全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。返却後、必要な修正や不足書類の追加を行った上、再度、レターパックライトで郵送してください。

■ 申請書類（添付書類を含む）

別表1： 全ての申請者が提出する書類

別表2： 売上高方式で申請する場合の提出書類（中小企業等）

別表3： 売上高減少額方式で申請する場合の提出書類（大企業・中小企業等）

別表4： 要請期間中の閉店・開店に係る提出書類

※ それぞれの留意事項を必ずご確認ください。

申請内容に不備があった場合や支給要件を確認できない場合など、必要に応じて、申請内容にかかる説明や、不備又は追加書類の提出を求めて連絡させていただくことがあります。

この場合、申請内容にかかる説明をいただけないとき、また指定する期日までに不備・追加書類を提出いただけないときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

なお、提出いただいた申請書類等は一切返却いたしません。

申請書類の配架場所については、大阪府ホームページをご覧ください。又は大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（23ページ）までお問い合わせください。

■ 協力金の支給

1 協力金の支給の決定・通知

- (1) 審査は店舗ごとに行い、審査の結果、申請内容が適正と認められる時は協力金を支給します。
- (2) 審査の結果、協力金の支給を決定した時は、申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。
- (3) 審査の結果、協力金の不支給を決定した時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方にはレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に不支給に関する通知を郵送します。

2. 協力金の支給

協力金は、「府．時短協力金申請事務局（フ．ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク）」より、審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。

別表1 全ての申請者が提出する書類

必ず15ページ以降の別表1に関する留意事項をお読みください。

申請に必要な書類	初めて協力金・支援金を申請される方	過去に協力金・支援金を受給又は申請したことがある方
① 第4期大阪府営業時間短縮協力金支給申請書(様式1)	必要	必要
② 第4期大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書(様式2)	必要	必要
③ 誓約・同意書(様式3)	必要	必要
④ 本人確認書類の写し	必要	省略可
⑤ 振込先確認書類	必要	省略可
⑥ 食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し	必要	必要
⑦ 店舗名(屋号)がわかる店舗の外観の写真(店舗の実態が確認できるもの)	必要	省略可
⑧ 営業時間の短縮、休業したことがわかる写真等	必要	必要
⑨ 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真	必要	省略可
⑩ 事業所得のわかる確定申告書の写し等	必要	省略可

注！ 売上高に応じた支給額を申請される方は別表2、売上高減少額に応じた支給額を申請される方は別表3に記載の書類を併せて提出してください。(P18参照)

◆ 提出書類の省略について

本協力金の審査・支給に関する事務に限り、以下のいずれかの協力(支援)金の申請情報について、本協力金の申請情報と照合します。当該照合に同意いただいた場合、申請書類の一部を省略することができます。

- (1) 「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」
- (2) 「大阪府休業要請外支援金」
- (3) 令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」
- (4) 「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」
- (5) 「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」
- (6) 「大阪府営業時間短縮協力金(第1期)」(受給前の方を含む。)
- (7) 「大阪府営業時間短縮協力金(第2期)」(受給前の方を含む。)
- (8) 「第3期 営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)」(受給前の方を含む。)

④⑤：過去に支援金・協力金を受給(第1期～第3期大阪府営業時間短縮協力金は申請)している方は省略可(但し、振込先口座を変更する場合は⑤は提出してください)

⑦⑨：第1期～第3期大阪府営業時間短縮協力金を申請している方は省略可

⑩：過去に協力金を受給(第1期～第3期大阪府営業時間短縮協力金は申請)している方は省略可

注)・複数の施設(店舗)を郵送申請する場合、店舗数分、上記の書類をご準備いただき、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックに同封のうえ郵送してください。

・①～③はオンライン申請では入力項目、④～⑩はアップロードいただく書類となります。

別表 1 に関する留意事項

■支給要件確認書（様式 2）

- 店舗名はできるだけ詳しく書いてください。（例：「大阪食堂 大手前店」）
- インターネット上に店舗情報がない場合は、店舗の営業実態の確認のため、次の書類を提出してください。なお、第 1 期～第 3 期の大阪府営業時短協力金を申請している場合は提出は不要です。
（P14 参照）
- ・飲食スペースが確認できる店舗の内観写真
- ・次のいずれかを提出してください。
 - ① 店舗所在地が記載されている 3 ヶ月以内の光熱水費の検針票、請求書、領収書のいずれかの写し
 - ② 賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し又は発行 3 ヶ月以内の不動産登記簿謄本（建物）

■誓約・同意書（様式 3）

- 全ての誓約・同意事項を確認し、三つのチェックボックスにチェックを入れてください。

■本人確認書類の写し

- 氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写しを提出してください。有効期限内のものに限ります。（過去に大阪府営業時間短縮協力金等を受給又は申請している場合は不要です。（P14 参照））
 - ・法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。
- 例： 運転免許証（表・裏両方/日本国発行限定）、運転免許経歴証明書、パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020 年 2 月 4 日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）、各種健康保険証（表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。）、特別永住者証明書・在留カード（表・裏両方）、外国人登録証明書（表・裏両方/在留資格が特別永住者のもの限定）、写真がある住民基本台帳カード（表面）、マイナンバーカード（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。）

■振込先確認書類

- 支給申請書（様式 1）記載の金融機関と同じものを提出してください。
（過去に大阪府営業時間短縮協力金等を受給又は申請している場合は不要です。（P14 参照）
 - ・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。
 - ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。
また、日本国内の口座に限ります。
 - ・通帳がある場合は 1 ページ目の見開き部分、通帳がない場合（*）は振込先口座を確認できるもの
- *例： 当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

■食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し

- 要請期間中（令和 3 年 4 月 5 日から 4 月 24 日（4 月 6 日以降に開店した場合は開店日から、4 月 23 日までに閉店した場合は閉店日）有効な営業許可証の写しを提出してください。
- ※飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可証は受け付けできません。（例：菓子製造業、食肉販売業）
- 対象店舗の名称・所在地と営業許可証に表示された営業所名称・所在地が一致する必要があります。
（次ページにつづく）

- 許可証の営業所所在地が1か所に特定されていない場合は、店舗の営業実態の確認のため、次の書類を提出してください。
- ・飲食スペースが確認できる店舗の内観写真
 - ・店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費等のお知らせ（検針票）、請求書、領収書いずれかの写し 又は賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し、発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物）のいずれか
- 申請者と営業許可証に表示された名義は一致している必要があります。名義が異なる場合、申請者と名義人連名の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出してください。
- ※審査において、申請店舗の関係者に対し本申請の内容を確認・調査する場合があります。

■店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）

- 店舗名がはっきり見え、かつ店舗全体が写っている写真を提出してください。1枚の写真では困難な場合は2枚になっても構いません。
- （第1期～第3期の大阪府営業時短協力金を申請している場合は提出は不要です。（P14参照））
- 次のような写真は、店舗の実態が確認ができず、無効となりますのでご注意ください。
- 店舗名（屋号）のみが写っている写真、店舗名（屋号）が確認できない写真、店舗の扉のアップの写真、ビルの集合看板の写真

■営業時間の短縮、休業したことがわかる写真等

- 要請期間中の全ての期間、営業時間短縮又は休業を行ったことを表す写真（期間中の営業時間（休業含む）が分かり、店舗に掲示していることがわかる写真）等を提出してください。
- 例： ・営業時間短縮又は休業のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・営業時間短縮又は休業のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像
- ※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。
- 4月23日までに閉店した場合は、閉店日までの間に営業時間短縮又は休業したことを表す写真などを提出してください。

■大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真

- 登録したステッカーを店舗に掲示している写真（ステッカー番号が分かり、かつ店舗に掲示していることが分かる写真）を提出してください。1枚の写真では困難な場合、2枚になっても構いません。（第1期～第3期の大阪府営業時短協力金を申請している場合は提出は不要です。（P14参照））
- 次のような写真は、無効となります。
- 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合等）、別の店舗などのステッカーを掲示している写真

■事業所得のわかる確定申告書の写し等

- 税務署の受付印又は税理士の押印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
- 確定申告書の写しをお持ちでない場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書又は納税証明書（その2）を提出してください。
- （次ページにつづく）

(協力金を受給(第1期～第3期の大阪府営業時短協力金を申請)している場合は提出は不要です。)

(P14 参照)

【法人】 直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一」の写し

※令和元年9月30日以前に開始した事業年度に関しては、「法人税の確定申告書別表一(一)」の写しとなります。

※会社以外の法人(NPO法人等)で確定申告を行っていない場合は、活動計算書等、事業活動を行っていることがわかる書類の写しを添付して提出してください。

【個人事業主】 直近の確定申告における「確定申告書B第一表」の写し

※給与所得しか確認できない「確定申告書B第一表」の写しは無効です。

【直近の確定申告書の写しを提出できない場合】

○令和2年以降に法人を設立するなどにより、初回の確定申告の期限が到来していない場合は、次の書類を提出してください。

- ・法人の場合 … 「法人設立設置届出書」の控え又は発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ・個人事業主の場合 … 「開業届」の控え
- ・申請者が個人事業主であり、事業所得が確認できる直近の確定申告書の写し又は、初回の確定申告の期限が到来していない場合の開業届の控えの提出ができない場合は、「理由書(確定申告書等不提出の理由)」のほか、次のいずれかを提出してください。
 - ① 店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費の検針票、請求書、領収書のいずれかの写し
 - ② 賃貸借契約書(転貸借契約書や業務委託契約書など)の写し又は発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本(建物)

必ず次ページの別表2・別表3に関する留意事項をお読みください。

別表2 売上高方式（4.1万円～10万円/日）の協力金を申請する場合の
提出書類（中小企業等） ※①②両方必要です

①	令和2年又は平成31年の4月を含む事業年度の確定申告書類の写し（※1） 【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） 【個人】確定申告書B第一表（※2）、青色申告決算書又は収支内訳書 ※1 税務署受付印や電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限りま ※2 確定申告を行っていない場合は住民税申告書の写しを提出ください。
②	令和2年又は平成31年の4月の売上帳簿（※）の写し ※例：試算表、売上台帳、出納帳等 ※申請店舗の飲食事業の売上が分かる書類を提出してください。 ※4月単月の売上高が確認できない場合は年間売上高をもとに1日当たり売上高を算定し協力金を申請することができます。その場合、当該年間売上高を証する売上帳簿を提出してください。

別表3 売上高減少額方式で協力金を申請する場合の提出書類
（大企業・中小企業等） ※①②両方必要です

①	令和2年又は平成31年の4月を含む事業年度の確定申告書類の写し 【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） 【個人】確定申告書B第一表（※2）、青色申告決算書又は収支内訳書 ※1 税務署受付印や電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限りま ※2 確定申告を行っていない場合は住民税申告書の写しを提出ください。
②	令和2年又は平成31年の4月の売上帳簿（※）の写しと 令和3年の4月の売上帳簿（※）の写し ※例：試算表、売上台帳、出納帳等 ※申請店舗の飲食事業の売上が分かる書類を提出してください。 ※4月単月の売上高が確認できない場合は年間売上高をもとに1日当たり売上高減少額を算定し協力金を申請することができます。その場合、1年分の売上帳簿を提出してください。

《注意事項（別表2・別表3共通）》

- ・帳簿の枚数が多く、かつPDF化ができない場合は、オンライン申請で全てのデータアップロードができないことがあります。その場合は、郵送申請にしてください。
- ・複数の施設（店舗）を申請する場合、申請店舗ごとに各表①②の書類を提出してください。
- ・提出いただけない場合、他の支給要件を満たしていれば協力金の支給は4万円/日となります。
- ・売上高方式のア（4万円/日）（6ページ）で協力金を申請する方は①②とも提出は不要です。

関係箇所に目印を付けていただく、下線を引いていただくなど、申請額と帳簿との確認をしやすいようにしていただけますと、よりスムーズな審査につながります。ご協力のほどお願いいたします。

■ 別表2 別表3 に関する留意事項

■ 令和2年又は平成31年の4月を含む事業年度の確定申告書類の写し

- 確定申告書類は売上高が明記されているものに限り、但し、個人事業主で令和3年1月1日以降に新規開店した店舗や法人で直近の決算後に新規開店した店舗等、当該店舗の売上高が含まれていない場合は、参考として直近の確定申告書を提出いただくことで、売上高方式イや売上高減少額方式の申請が可能です。
- 税務署の受付印又は税理士の押印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
- 税務署の受付印又は税理士の押印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
- 確定申告書の写しが手元にない場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。
- 会社以外の法人（NPO法人等）で確定申告を行っていない場合は、活動計算書等、事業活動を行っていることがわかる書類の写しを添付して提出してください。

別表 4 要請期間中の閉店・開店に係る提出書類

申請に必要な書類
① 閉店日を確認できる写真等【4月23日までに閉店した場合のみ】
② 開店日を確認できる写真等【4月6日から4月24日までに開店した場合のみ】
③ 店舗としての実績を証する書類【4月6日から4月24日までに開店した場合のみ】

■ 要請期間中の閉店・開店に係る提出書類に関する留意事項

<p>■閉店日を確認できる写真等【4月23日までに閉店した場合のみ 必須】</p> <p>① 次の写真等（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真 ・閉店日のお知らせを、店舗のホームページや SNS など、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像 <p>※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は無効となります。</p>
<p>■開店日を確認できる写真等【4月6日から4月24日までに開店した場合のみ 必須】</p> <p>①店内の設備（机、椅子、メニュー表、調味料や酒類等消耗品）等を揃えていることが分かる写真 ※厨房の写真や飲食スペースが確認できないものは無効となります。 ※その他開店から間もない（4月5日以前）場合についても提出をお願いすることがあります。</p> <p>②内観写真に加えて次の写真等（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真 ・開店日のお知らせを、店舗のホームページや SNS など、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像 <p>※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。 ※その他開店から間もない（4月5日以前）場合についても提出をお願いすることがあります。</p>
<p>■店舗としての実績を証する書類【4月6日から4月24日までに開店した場合のみ 必須】</p> <p>以下の全ての書類を提出してください。</p> <p>※③④については、申請期限までに提出できない場合は、開店日から2か月以内に当該書類を追加で提出してください。この場合、必ず申請期限までにその他の申請書類を先に提出してください。 全ての申請書類を提出いただいた後、支給決定を行います。</p> <p>①店舗の運営権を確認する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> （所有の場合）発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物） （賃貸の場合）・店舗の賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し <ul style="list-style-type: none"> ・開店日を含む1ヵ月分の家賃の支払いが確認できる書類（通帳の振込みが確認できるページ、家賃の領収書など） <p style="text-align: right;">（次ページにつづく）</p>

②開店準備を確認する書類

- ・開店日前に調味料等消耗品を購入したことを証する領収証・納品書等で、宛先として申請者名が明記されているものを提出してください。
- ・開店日までに店舗改装等開業の準備を行ったことを証する領収証・納品書等で、宛先として申請者名が明記されているものを提出してください。

③開店日から1ヵ月の営業実態を証する書類（売上帳簿、仕入伝票等及び領収書・納品書等）

- ・売上帳簿は日毎の売上が分かる帳簿を提出してください。
- ・仕入伝票は日付・取引先・商品名・数量・単価・金額等の記載がある伝票を提出してください。なお、仕入伝票を作成していない場合は、出金伝票又は仕入台帳を提出してください。
- ・実際に酒類や食料を仕入れたことを確認できる領収証・納品書等で、宛先として申請者名が明記されているものを提出してください。

④通常の営業時間が分かる資料

<例>

- ・通常の営業時間が分かる看板などを、店舗に掲示している写真
- ・通常の営業時間を、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像
- ・注文時刻や会計時刻が確認できるPOS等の資料

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

※要請等の終了後、通常の営業時間で営業している状態における資料を提出してください。

ただし、申請時点までに要請等が終了していない場合は、その時点において通常の営業時間を公表している資料を提出してください。

【注】 営業実態を確認するために、電話による確認のほか現地調査を行うことがあります。

注) 申請書類等の追加提出を依頼することがあります。

別表1、別表2、別表3、別表4、留意事項それぞれに記載の必要書類のほか、審査において、営業実態などの支給要件を確認する必要がある場合には、事務局から追加で書類の提出を依頼させていただきますので、ご対応いただけますようお願いいたします。その場合、審査については通常より時間がかかる場合があります。

なお、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。

■ その他

1. 本協力金の申請者は、営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（行政区名まで）を大阪府ホームページ上にご紹介させていただきます。
2. 本協力金の支給決定後、大阪府の調査等により、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、大阪府に協力金を全額返還するとともに、違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名の公表をすることもあります。
3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合、また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、事前にその旨を届け出てください。届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（23 ページ）までご連絡ください。
4. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
5. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。
6. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することがあります。
7. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
8. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
9. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
10. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者を提供することがあります。
11. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。

- 1 2. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 1 3. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

■ 本協力金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第4期協力金コールセンター）
〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日のみ）（※）
〔電話番号〕 06-7166-9987
（※）5月22日（土）及び29日（土）は開設します。

※ 府ホームページに「よくあるお問い合わせ（FAQ）／随時更新」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。

営業時間短縮協力金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください

営業時間短縮協力金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。協力金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、協力金を含めた収入から経費を差し引きますので、協力金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。